	これまでの自転車安全利用五則	(令和4年11月1日から)自転車安全利用五則
1	自転車は、車道が原則、歩道は例外	車道が原則、左側を通行 歩道は例外、歩行者を優先
2	車道は左側を通行	交差点では信号と一時停止を守って、安全確認
3	歩道は歩行者優先で、車道寄りを徐行	夜間はライトを点灯
4	安全ルールを守る ・飲酒運転、二人乗り、並進の禁止 ・夜間はライトを点灯 ・交差点での信号遵守と一時停止、安全確認	飲酒運転は禁止
5	子どもはヘルメットを着用	ヘルメットを着用